

資料編

1. 周南市の環境に関するアンケート結果	資 2
2. 周南市環境基本条例	資 13
3. 周南市環境審議会条例	資 17
4. 計画の策定経緯	資 18
5. 環境基本計画推進委員会名簿	資 19
6. 計画策定に係る諮問・答申	資 20
7. 用語解説	資 22



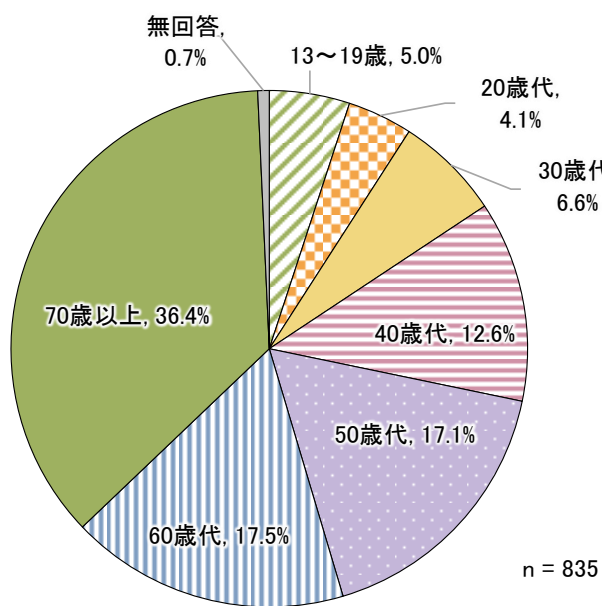
八代のツル

I. 周南市の環境に関するアンケート結果

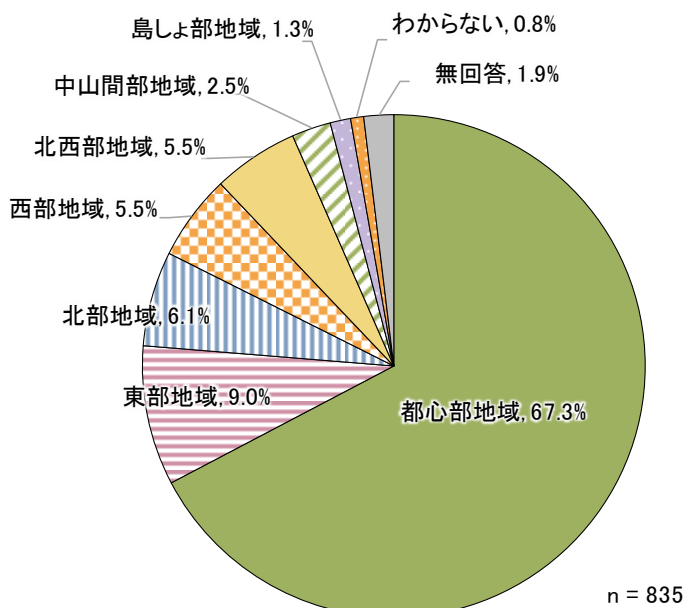
市民アンケート調査概要

調査対象	13歳以上の周南市民 2,650人
抽出方法	層化抽出法（層化変数：地区別）、地区内は無作為抽出
調査方法	郵送による回答収集
調査期間	2023（令和5）年10月25日（水）～11月13日（月）
回収率	31.7%
設問項目	・環境保全対策の満足度と重要度について ・環境保全活動への参加について ・省エネルギー・再生可能エネルギー機器や設備の導入状況 ・周南市で未来に残したい環境について ・気候変動適応について ・生物多様性について ・周南市の環境イメージについて ・環境行政についての自由意見

※アンケート調査結果として示しているグラフの内訳表示は端数処理を行っているため、内訳の和が100%にならないことがあります。



市民アンケート調査の回答者の年齢構成

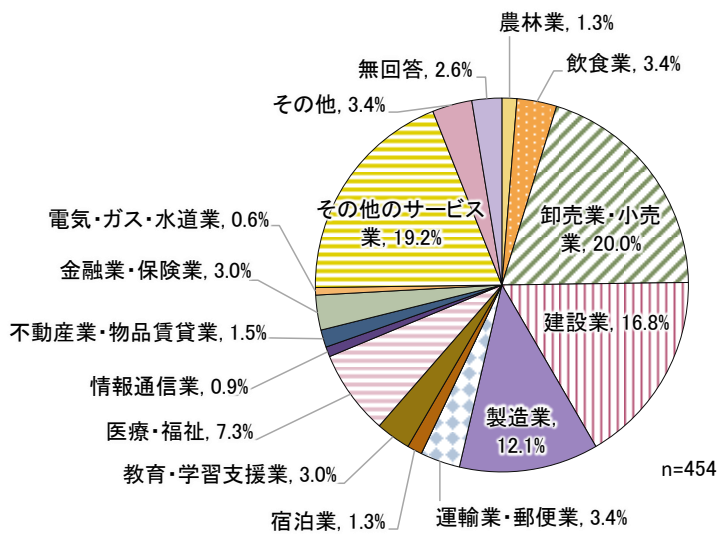


市民アンケート調査の回答者の居住区域

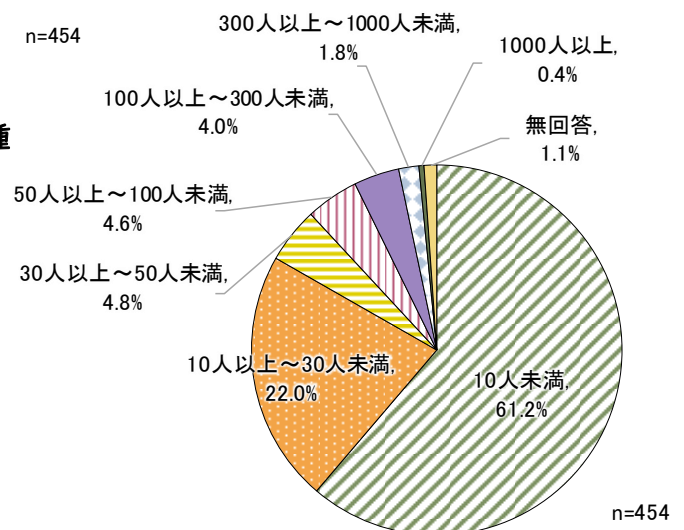
事業所アンケート調査概要

調査対象	市内の 1,900 事業所
抽出方法	・市と環境保全協定を締結している企業 ・その他は、業種別の対象数を設定して対象を抽出
調査方法	郵送またはウェブによる回答収集
調査期間	2023(令和5)年 10月25日(水)～11月13日(月)
回収率	26.8%
設問項目	・環境保全に対する取組方針について ・環境保全活動のための情報について ・環境に配慮した経営について ・温室効果ガス排出量の削減目標について ・気候変動適応について ・生物多様性について ・行政に期待する支援策について ・その他、アイデアや要望について

※アンケート調査結果として示しているグラフの内訳表示は端数処理を行っているため、内訳の和が 100%にならないことがあります。



事業所アンケート調査の回答事業所の業種

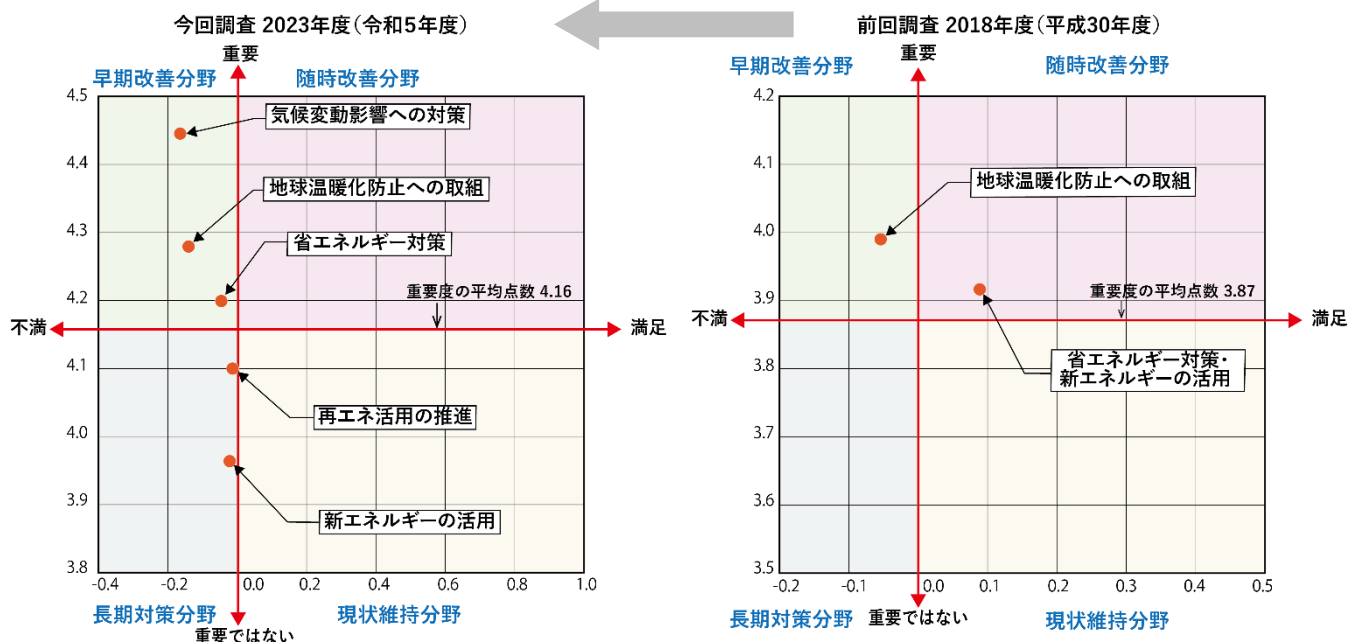


事業所アンケート調査の
回答事業所の規模(従業員数)

(1) 地球環境分野のアンケート調査結果(概要)

■市の環境保全対策に対する満足度と重要度(地球環境分野)

地球環境分野の対策は、全ての項目で市民の満足度が低くなっています。その中でも「気候変動影響への対策」は重要度が高く、市民が関心を寄せていることがうかがえます。



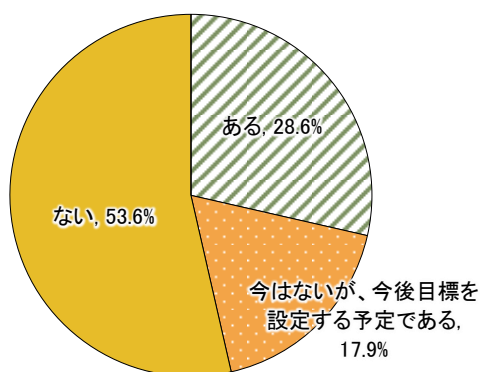
地球環境分野の対策の満足度と重要度

[出典：市民アンケート調査]

■市内事業所において温室効果ガス排出量の削減目標を設定している割合

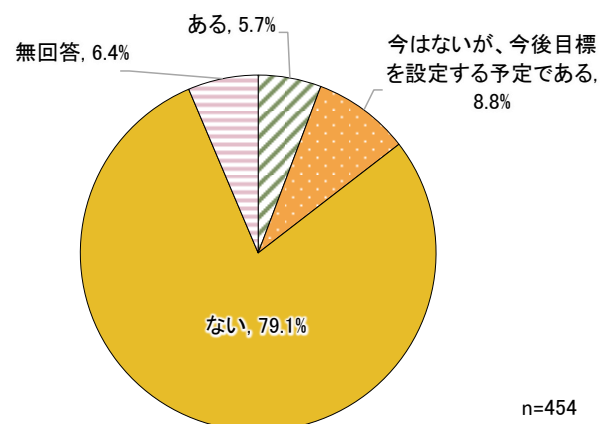
事業所の事業活動等において温室効果ガス排出量の削減目標を設定している割合は、従業員数100人以上の事業所では28.6%、全ての回答事業所では5.7%にとどまっています。

従業員数100人以上の事業所



n=28

全ての回答事業所

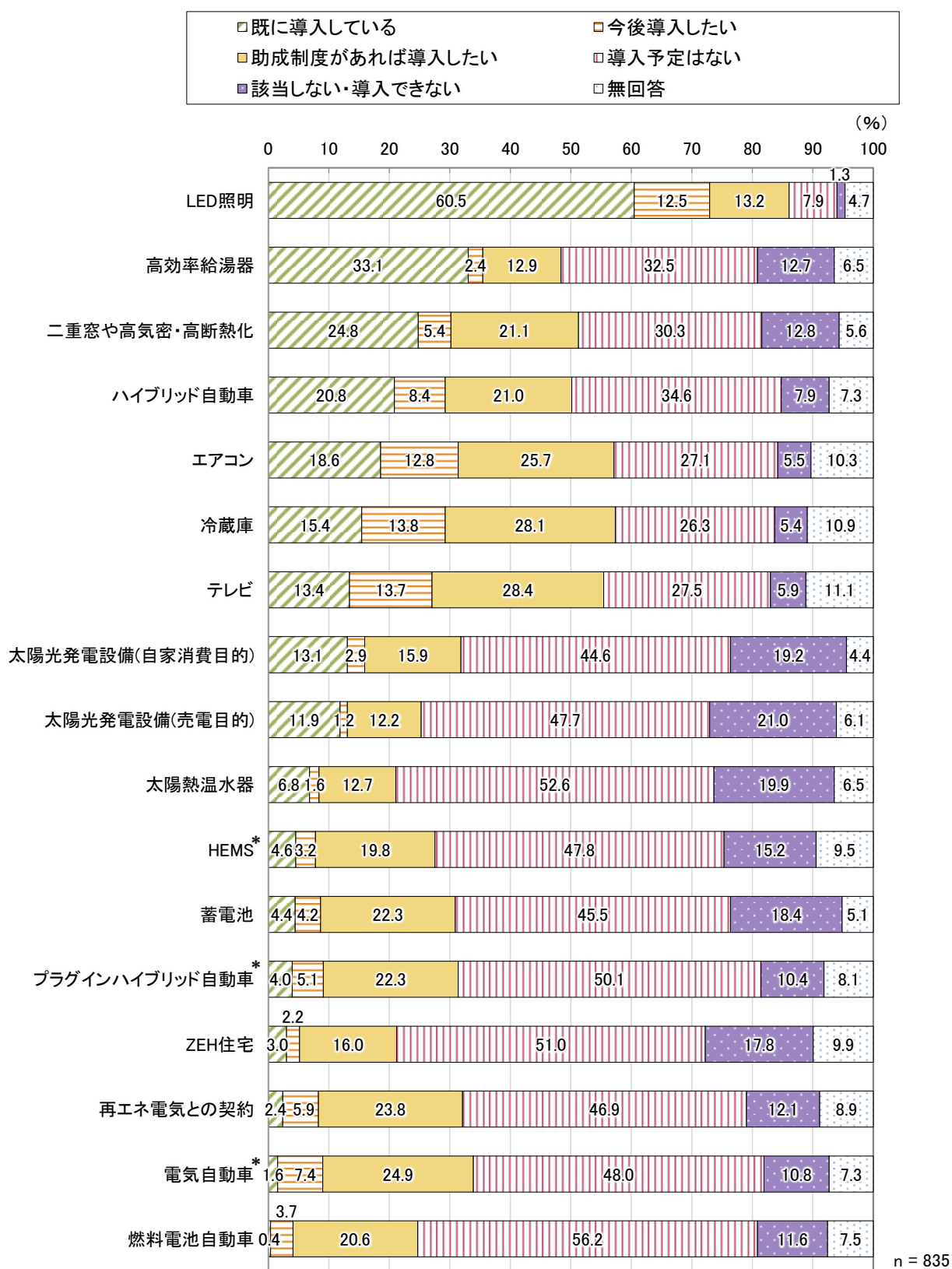


n=454

事業所の事業活動等において温室効果ガス排出量の削減目標を設定している割合

[出典：事業所アンケート調査]

■地球温暖化対策に寄与する家庭用設備・機器の導入状況

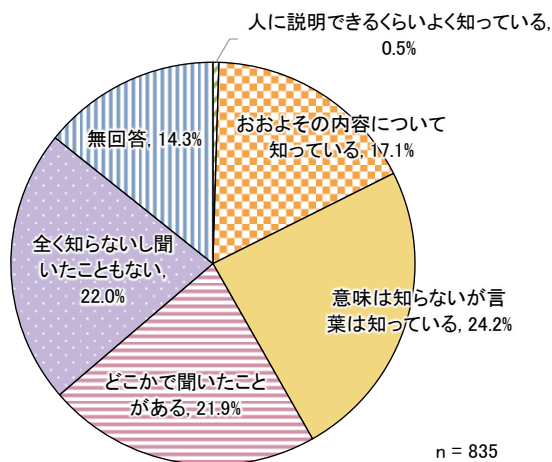


地球温暖化対策に寄与する家庭用設備・機器の導入状況

[出典：市民アンケート調査]

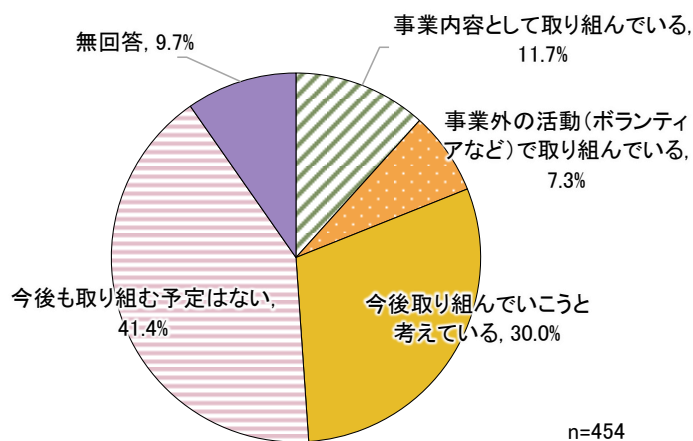
■ 気候変動適応に関する認知度（市民）、取組状況（事業所）

気候変動適応に関して、市民の認知度は低くなっています。また、事業所において事業内容として適応策に取り組んでいる割合は 11.7%と低く、今後取り組む予定がないと回答した割合は 41.4%に上っています。事業所で取り組まれている適応策としては、熱中症対策が多く挙げられました。



気候変動適応に関する市民の認知度

[出典：市民アンケート調査]



気候変動適応に関する事業所の取組状況

[出典：事業所アンケート調査]

気候変動適応で市民が重要と考える対策

順位※	分野	対策（例）
1	自然災害・沿岸域	周南市ハザードマップの周知、避難訓練の実施、治水安全度向上のためのハード整備 等
2	健康	こまめな水分補給、エアコンの適切な使用、ヒトスジシマカへの注意 等
3	水環境・水資源	節水・雨水利用などの工夫、水の循環装置などを使用した水質改善 等
4	産業・経済活動	災害等の緊急事態でも重要な業務を継続できるよう事業継続計画（BCP）の策定、災害時多言語支援 等
5	農林水産業	高温耐性品種への変更、作付け時期の調整、品質低下のための日よけ設置 等
6	自然生態系	森林のモニタリング、野生動物の個体群管理 等
7	国民生活・都市生活	植物の開花や紅葉など生物季節の観測 等

※「重要」及び「やや重要」の回答が多い順

事業所が実施している適応策（抜粋）

概要	
熱中症対策	ゲリラ豪雨等に対するガイドラインの策定
TCFD※の開示、重要施設の高台化	砂防施設の点検、気温の変化を踏まえた商品の改良

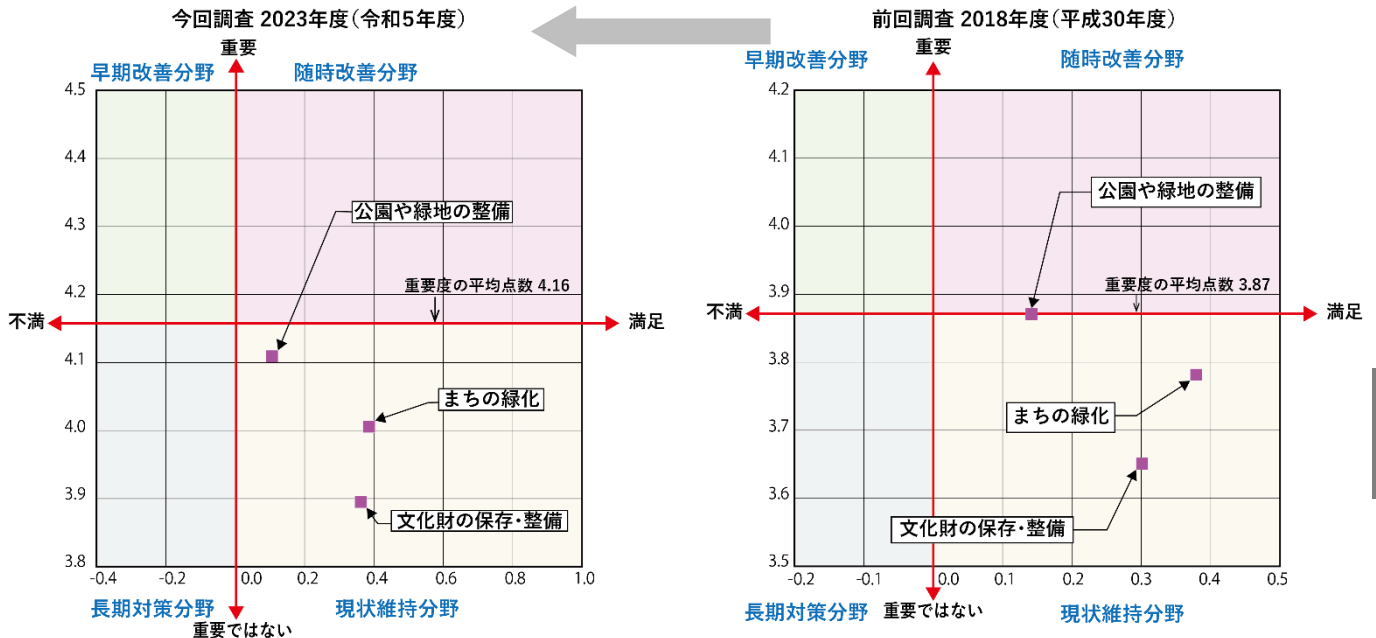
※金融安定理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に基づき、企業が気候関連財務情報を開示すること

[出典：事業所アンケート調査]

(2) 快適環境分野のアンケート調査結果（概要）

■市の環境保全対策に対する満足度と重要度（快適環境分野）

快適環境分野の対策は、現状維持分野（満足度が高く、重要度が低い）に該当しており、市民がある程度の満足度を感じていることがうかがえます。



快適環境分野の対策の満足度と重要度

[出典：市民アンケート調査]

■快適環境分野に関する市民の自由意見

快適環境分野に関して市民から挙げた意見（抜粋・要約）

概要	
・道路、橋、駅、公園、街路樹の整備	・子どもの遊び場の充実
・山、川、田畑の整備	・野外レクリエーション、イベントの開催
・空地、空家対策	・まちの緑化
・工場夜景の維持	・歴史とまちの景観

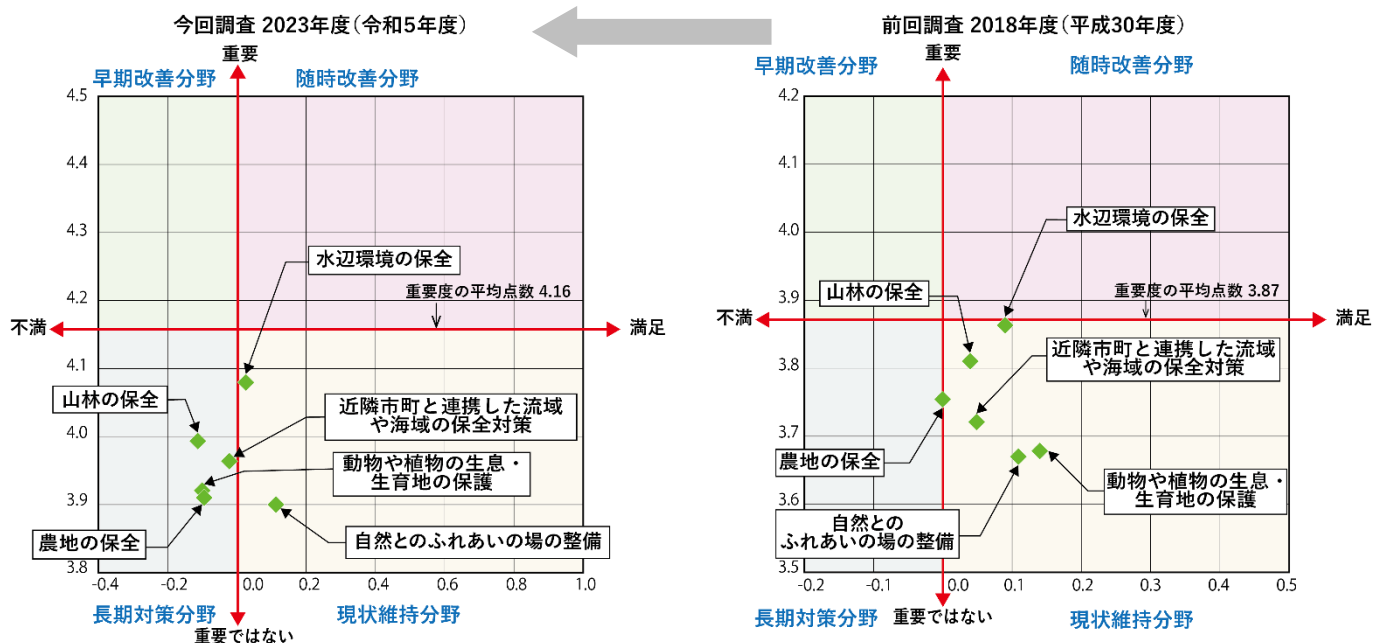
※自由記述による回答を事務局により整理

[出典：市民アンケート調査]

(3) 自然環境分野のアンケート調査結果（概要）

■市の環境保全対策に対する満足度と重要度（自然環境分野）

自然環境分野は、多くの対策が長期対策分野（満足度が低く、重要度も低い）に該当しています。ほとんどの項目で、前回調査（2018年度）よりも満足度が低下していました。

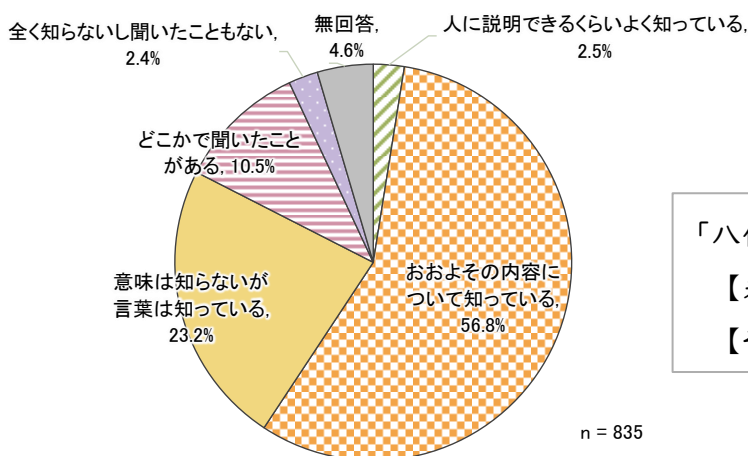


自然環境分野の対策の満足度と重要度

[出典：市民アンケート調査]

■八代のナベヅルの認知度等

八代のナベヅルについて、市民の認知度は非常に高くなっています。また、「周南市で未来に残したい環境」を問う設問においても、八代のナベヅルは上位に挙げられました。



「八代のナベヅル」...

【未来に残したい自然環境】 第5位

【その他、残したい環境や場所】 第3位

※自由記述による回答を事務局により集計

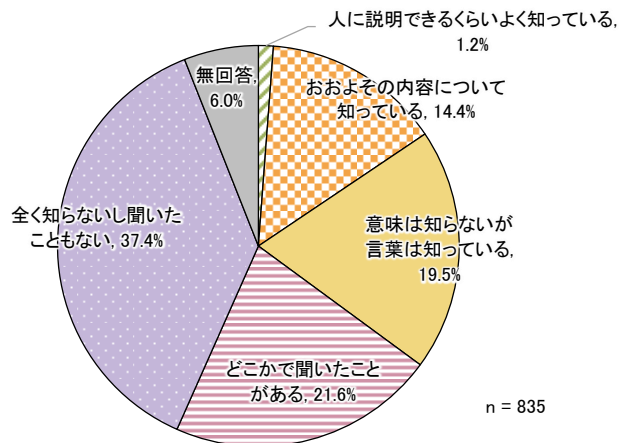
八代のナベヅルに関する認知度及び市民の意識

[出典：市民アンケート調査]

■生物多様性について

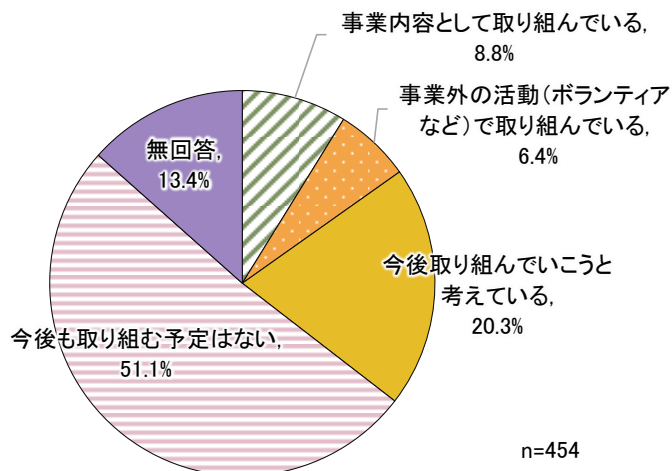
生物多様性について、「人に説明できるくらいよく知っている」、または、「おおよその内容について知っている」と回答した市民は15.6%にとどまりました。

また、事業所でも、生物多様性に関する取組意向が低くなっています。



生物多様性に関する市民の認知度

[出典：市民アンケート調査]



事業所における生物多様性に関する取組の実施状況・予定

[出典：事業所アンケート調査]

事業所における生物多様性に関する取組内容

回答(抜粋)
・製品の適切な補修、処理や廃棄物のリサイクルを通じた自然資源の節約
・空きスペースに花壇やみどりの配置
・生物多様性保全導入コンサルティング
・Sustaina WOOL [※] 認証を取得した羊毛の使用

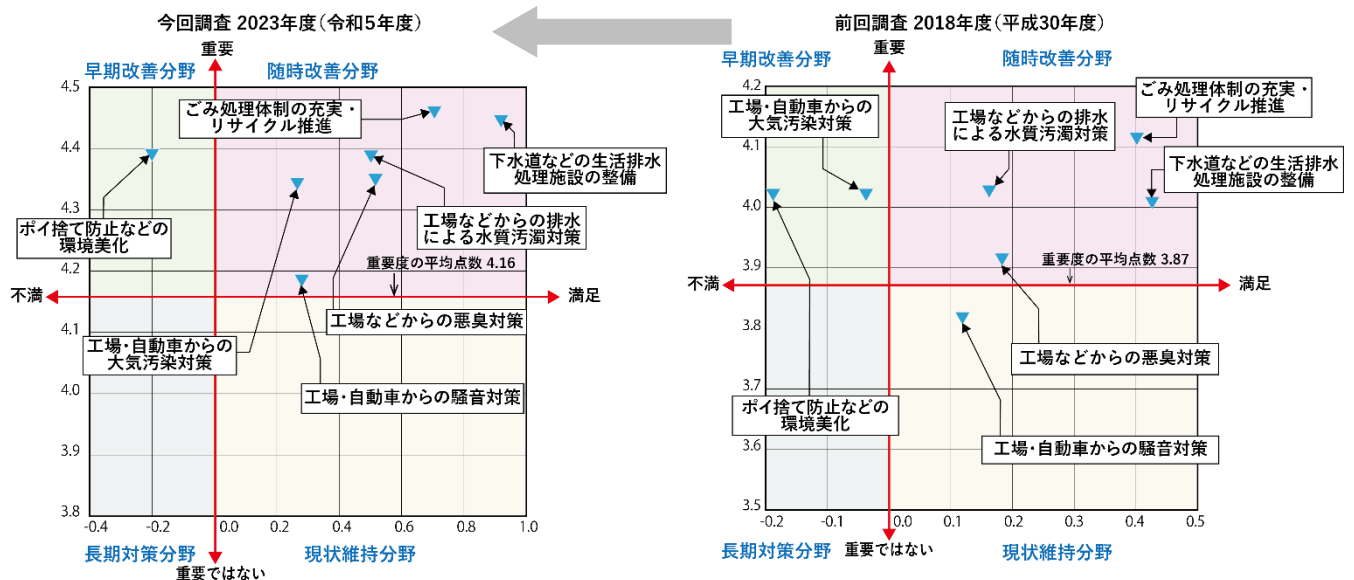
※羊の飼育環境や従事者の労働環境に配慮した牧場で生産された羊毛

[出典：事業所アンケート調査]

(4) 生活環境分野のアンケート調査結果(概要)

■市の環境保全対策に対する満足度と重要度(生活環境分野)

生活環境分野の対策について、「ポイ捨て防止などの環境美化」は早期改善分野(満足度が低く、重要度が高い)に該当し、市民が関心を寄せていることがうかがえます。また、「工場・自動車からの大気汚染対策」は、前回調査よりも満足度が向上しています。



生活環境分野の対策の満足度と重要度

[出典:市民アンケート調査]

■生活環境分野に関する市民の自由意見

生活環境分野に関して市民から挙げた意見(抜粋・要約)

概要	
・野犬、野良猫対策	・道路、河川でのポイ捨て対策
・熊、イノシシの駆除	・海ごみ対策
・犬、猫、鳥のフンへの対策	・ごみの分別、リユース、リサイクル等の推進
・大気汚染(工場)、ばい煙*、悪臭への対応	・家庭でのごみの焼却の禁止
・銀杏の悪臭対策	・環境マナーの改善
・ごみ屋敷の対応	

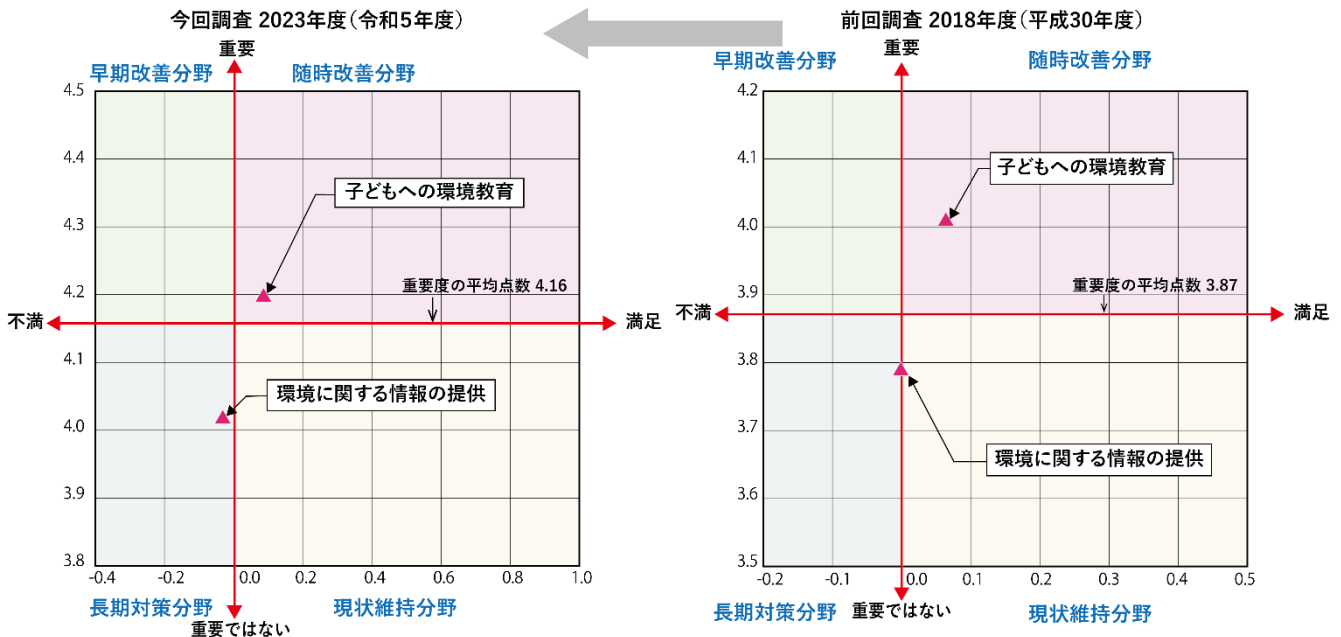
※自由記述による回答を事務局により整理

[出典:市民アンケート調査]

(5) 市民の環境意識・行動に関するアンケート調査結果（概要）

■市の環境保全対策に対する満足度と重要度（環境意識・行動）

環境意識・行動に関する対策について、「子どもへの環境教育」は随時改善分野（満足度が高く、重要度も高い）、「環境に関する情報の提供」は長期対策分野（満足度が低く、重要度も低い）に該当しています。

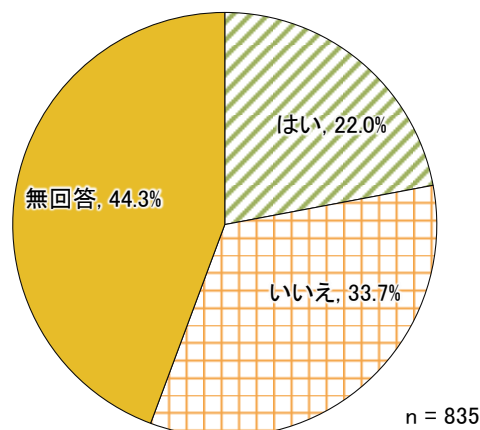


環境意識・行動に関する満足度と重要度

[出典：市民アンケート調査]

■市民の環境保全活動への参加状況

環境保全活動に参加している市民の割合は、約 2 割にとどまっています。

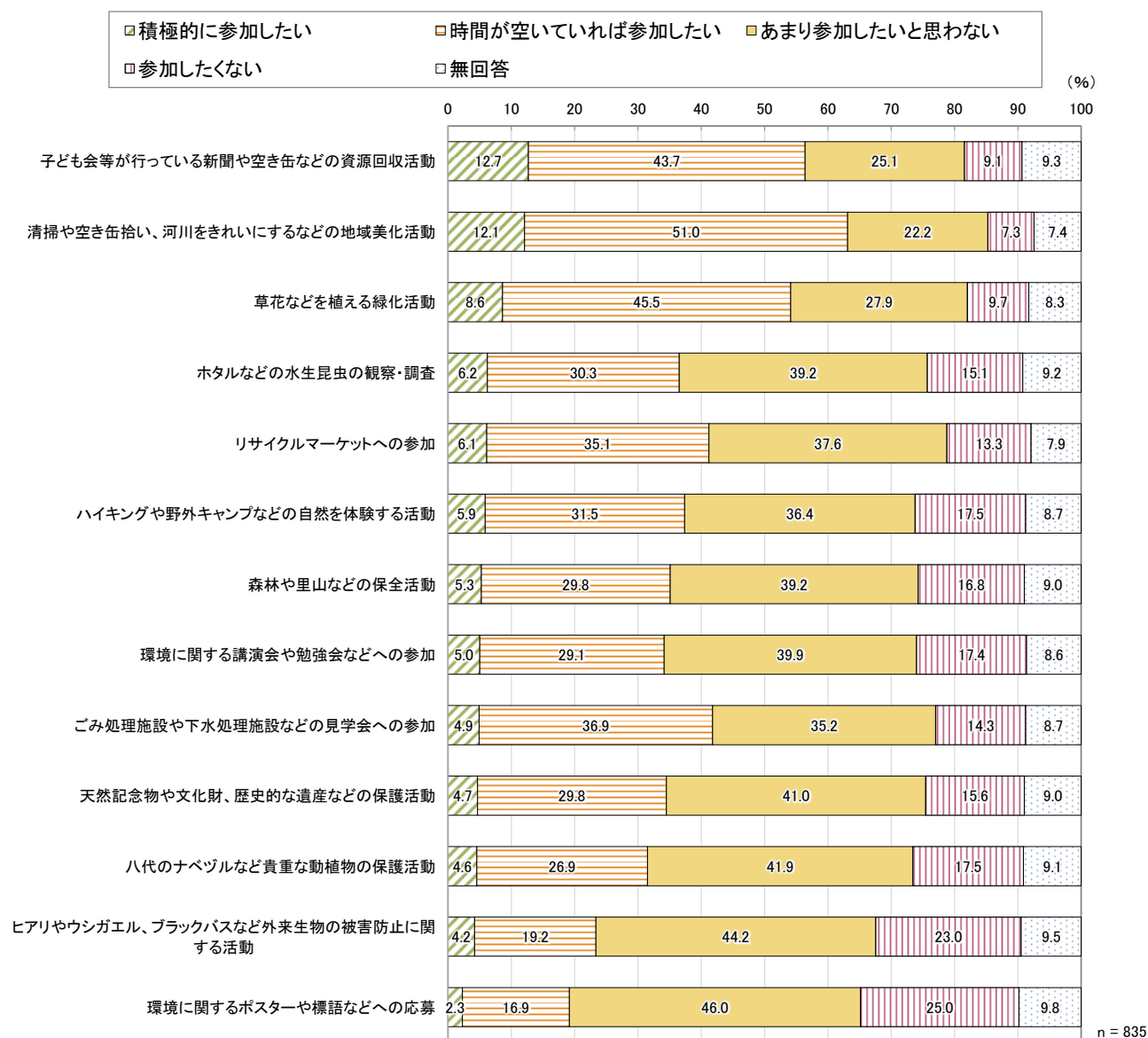


現在、環境保全活動に参加しているかどうか

[出典：市民アンケート調査]

■ 今後参加したいと考える環境保全活動

環境保全活動のうち、「資源回収活動」、「地域美化活動」、「草花などを植える緑化活動」は、市民の参加意欲が特に高くなっています（「時間が空いていれば参加したい」と回答した割合が4割を超えています）。



今後参加したいと考える環境保全活動

[出典：市民アンケート調査]

2. 周南市環境基本条例

平成16年8月2日
条例第44号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等(第8条—第12条)

第2節 環境の保全等のための施策(第13条—第23条)

第3節 地球環境保全の推進(第24条)

第4節 施策の推進体制の整備等(第25条—第27条)

附則

私たちの住む周南市は、北には緑深き中国山地が走り、そのふもとには美しい田園地帯が続き、南には青い瀬戸内海が広がる、自然豊かで、気候の温暖なまちです。

私たちは、古来からこのような豊かで潤いのある環境から多くの恵みを受け、先人の努力の積み重ねにより、豊かな産業と香り高き文化を発展させてきました。

1960年頃から臨海部において大気汚染、水質汚濁などの公害が表面化してきました。そこで、市民、企業、学識経験者、行政が一体となって、自主的な規制により公害を克服し、その方式は、その後の公害対策の基本となり、公害の未然防止に効果を上げています。

近年においては、資源やエネルギーを大量に消費する社会・経済活動が、私たちの生活に利便性や物質的な豊かさをもたらす一方、環境への負荷を著しく増大させ、環境の持つ回復能力を超える規模となっています。

このため、私たちは、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会・経済活動を見直し、環境への負荷の低減を図り、恵み豊かな潤いのある環境の保全に努めることが必要です。

ここに私たちは、周南市に集うすべての人々が相互に協力し合い、恵み豊かな潤いのある環境の保全、創造及び再生と将来の市民への継承を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、創造及び再生(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることを考慮し、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市域の自然的・社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、ごみの減量、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、役務等の優先的な購入、生活排水による水質汚濁の防止等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、観光旅行等で市に滞在する者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全等に努めるものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1)大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を将来にわたって良好な状態に保持すること。

(2)生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。

(3)森林、農地、河川、海岸等における身近な自然環境を保全することによって、人と自然との豊かなふれあいを確保すること。

(4)資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することによって、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全等に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ周南市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(個別実行計画)

第9条の2 市は、環境基本計画の具体的な推進を図るため、各地域の特性や個別の課題に配慮した個別実行計画を市民と協働して作成し、その実施に努めなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全等について配慮するものとする。

(市民の意見の反映)

第 11 条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるように努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第 12 条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、公表しなければならない。

第 2 節 環境の保全等のための施策

(規制の措置)

第 13 条 市は、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全等に資する公共的施設の整備)

第 14 条 市は、下水道、廃棄物処理施設、公園、緑地その他の環境の保全等に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第 15 条 市は、森林、農地、河川、海岸等の自然環境の保全等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生育・生息地の保護等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。(環境への負荷の低減の促進)

第 16 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全協定)

第 17 条 市長は、事業者の事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、特に必要があるときは、事業者との間で環境への負荷の低減に関する協定などを締結することができる。

(経済的措置)

第 18 条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減のために施設の整備その他適切な措置をとるよう促すため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 19 条 市は、事業者、市民及び滞在者の環境の保全等についての関心及び理解が深められるよう、環境教育及び環境学習の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民団体等の自発的な活動の促進)

第 20 条 市は、市民、事業者、滞在者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに市民団体等の自発的な環境の保全等に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第 22 条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の保全等に関する研究が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第 3 節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第 24 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と協力して、環境の保全等に関する調査、研究、情報提供、技術協力等を行うことにより、地球環境保全に関する広域的な取組の推進に努めるものとする。

第 4 節 施策の推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第 25 条 市は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、市民団体等と連携して必要な体制を整備するものとする。

(環境基本計画推進委員会)

第 26 条 第 9 条に定める環境基本計画の推進に係る総合的な調整及び進行管理を行うため、周南市環境基本計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)環境基本計画の運用状況に関する事項

(2)環境基本計画の見直しに関する事項

3 推進委員会は、環境基本計画の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

4 推進委員会で決定された事項は、周南市環境審議会に報告するものとする。

5 推進委員会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)市民

(2)事業者

(3)その他市長が必要と認める者

6 推進委員会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 推進委員会の委員は、再任されることができる。

(委任)

第 27 条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成 18 年 6 月 30 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3. 周南市環境審議会条例

平成 15 年 7 月 28 日
条例第 249 号

(設置)

第 1 条 市の環境の保全に関する事項を調査審議するため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、周南市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会の審議、調査に資する資料を提供するため、審議会に技術調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、35 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)市議会議員
- (2)工場又は事業場を代表する者
- (3)学識経験を有する者
- (4)住民を代表する者

2 調査会の委員は、20 人以内とし、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 審議会の委員及び調査会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 4 条 審議会に会長 1 人、副会長 3 人を置く。

2 会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位によりその職務を代行する。

5 調査会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、調査会に属する委員のうちから互選する。

6 委員長は、会務を掌理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 前 3 項の定めは、調査会に準用する。

(事務処理)

第 6 条 審議会及び調査会の庶務は、環境保全担当課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

附則

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

4. 計画の策定経緯

年	月日	内容
2023 (令和5)	9月6日(水)	令和5年度第1回周南市環境管理庁内推進委員会開催 ・計画策定に関する作業内容、スケジュール計画、 周南市環境基本計画の令和4年度実績等について協議
	10月5日(木)	令和5年度第1回周南市環境基本計画推進委員会開催 ・令和5年度第1回周南市環境管理庁内推進委員会を踏まえ計画策定方針 等について協議
	10月25日(水) ～11月13日(月)	市民及び事業所アンケート調査実施
2024 (令和6)	2月26日(月)	令和5年度第2回周南市環境管理庁内推進委員会開催 ・計画策定に係る調査結果、目指す方向性、骨子案について協議
	3月13日(水)	令和5年度第2回周南市環境基本計画推進委員会開催 ・令和5年度第2回周南市環境管理庁内推進委員会を踏まえ計画策定 方針等について協議
	6月21日(金)	令和6年度第1回周南市環境管理庁内推進委員会開催 ・目指す環境像、若年層の意見の反映、施策、指標及び目標値等 について協議
	7月25日(木)	令和6年度第1回周南市環境基本計画推進委員会開催 ・令和6年度第1回周南市環境管理庁内推進委員会を踏まえ目指す環境像 等について協議
	10月3日(木)	令和6年度第2回周南市環境管理庁内推進委員会開催 ・第3次周南市環境基本計画(素案)について協議
	10月28日(月)	令和6年度第2回周南市環境基本計画推進委員会開催 ・第3次周南市環境基本計画(素案)について協議
	10月28日(月)	周南市長より周南市環境基本計画推進委員会に計画(素案) について諮問
	11月13日(水) ～12月13日(金)	パブリックコメントの実施
2025 (令和7)	2月5日(水)	令和6年度第3回周南市環境管理庁内推進委員会開催 ・第3次周南市環境基本計画(最終案)について協議
	3月7日(金)	令和6年度第3回周南市環境基本計画推進委員会開催 ・第3次周南市環境基本計画(最終案)について協議
	3月7日(金)	周南市環境基本計画推進委員会より周南市長に計画策定につ いて答申

5. 環境基本計画推進委員会名簿

区分	氏名	所属等	備考
市民	河村 昌子	公募委員	
	小松原 美佐子	公募委員	
	本村 忠司	公募委員	
	中村 真由美	公募委員	
	清木 和子	山口県地球温暖化防止活動推進員	
	原田 明子	八代のツルを愛する会 副会長	
	楳田 純也	ふるさと振興財団 大田原自然の家 施設長代理	
事業者	近藤 勝仁	日本ゼオン株式会社 徳山工場 環境安全課長	
	佐守 広志	株式会社トクヤマ 徳山製造所 環境管理課長	
	小林 高志	徳山商工会議所 事務局長	
	田村 由紀	防長交通株式会社 総務部 課長	
	柿並 希	山口合同ガス株式会社 徳山支店 取締役支店長	
その他 市長が必要 と認める もの	赤木 真由	周南公立大学 経済学部 講師	副委員長
	佐賀 孝徳	徳山工業高等専門学校 名誉教授	委員長
	高尾 典子	山口県周南健康福祉センター 保健環境部 生活環境課長	
	井川 真奈美	周南市立夜市小学校 校長	
	菅田 浩司	農業振興課長	
	行富 広康	企画部次長兼企画課長	
	小川 和隆	都市政策課長	
	伊上 慎一	教育部次長兼教育政策課長	

6. 計画策定に係る諮問・答申

第3次周南市環境基本計画について（諮問）

周 環 第 1389 号

令和6年10月28日

周南市環境基本計画推進委員会

委員長 佐賀 孝徳 様

周南市長 藤 井 律 子



第3次周南市環境基本計画（素案）について（諮問）

第3次周南市環境基本計画を策定するにあたり、周南市環境基本条例（平成16年周南市条例第44号）第26条第2項の規定により、貴委員会に調査審議いただきたく、諮問します。

（添付資料）

第3次周南市環境基本計画（素案）

第3次周南市環境基本計画について(答申)

令和7年3月7日

周南市長 藤井 律子 様

周南市環境基本計画推進委員会

委員長 佐賀 孝徳



第3次周南市環境基本計画(案)について(答申)

令和6年10月28日付け周環第1389号により周南市長から諮問のありました「第3次周南市環境基本計画(素案)」について、慎重に審議した結果、パブリック・コメント及び環境審議会並びに本委員会の意見等が十分に反映されたものであり、「第3次周南市環境基本計画」として適切であると認められるので、最終案として答申します。

7. 用語解説

<五十音順>

あ行

アイドリング

自動車が走っていない時にエンジンをかけっぱなしにすること。不必要なアイドリングをやめれば、車の燃料を節約でき、排出ガスも減らせる。

エコドライブ

燃費の向上や CO₂ 排出量の削減等、自動車を運転する際の環境負荷を低減させる取組。不要なアイドリングや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキを控える等、車を運転する上で簡単に実施することができる。

温室効果ガス

二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素、フロンガス等の地表から放出される熱（赤外線）を吸収する性質を持つガスのこと。

か行

化石燃料

地質時代を通じて動植物などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧や地熱を受けて変成されてできた有機物で、石炭・石油・天然ガスなど、燃料として用いられるもののこと。

環境基準

環境基本法第16条第1項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上、支障の原因となるおそれのあるもの。

環境ラベル

商品やサービスがどのように環境負荷の低減に役立つか教えてくれるマークのこと。

カーシェアリング

必要な時に使用目的に合った車を手軽に共同利用するシステムのこと。利用時間や回数に応じた料金設定がなされており、適正な利用、自動車の共有による資源消費の効率化といった環境保全上の効果がある。利用者における自動車の維持費低減の経済的メリットや都市における駐車場問題の解消というメリットも期待されている。

カーボンニュートラル（炭素中立）

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、排出を全体としてゼロにすること。

カーボンニュートラルポート

水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入・貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等を通じて我が国全体の脱炭素社会の実現に貢献するカーボンニュートラルを実現する港のこと。

カーボン・クレジット

省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入による温室効果ガスの削減や森林管理などによる吸収量をクレジット（排出権）として発行し、排出権をカーボン・クレジット市場で取引できる制度。国の認証制度として「J-クレジット制度」がある。

気候変動

十分に長い時間について平均した大気の状態を気候と呼び、ある期間の気温や降水量等の平均値や変動の幅によって表される。平均期間よりも長い時間で見ると気候は様々な変動や変化をしており、これらを「気候変動」と呼ぶ。気候変動の要因には、自然起源の要因（太陽活動の変化や、火山噴火による大気中の微粒子「エアロゾル」の増加等）、人為起源の要因（人間活動にともなう化石燃料の燃焼や土地利用の変化等による温室効果ガスの増加やエアロゾルの増加等）、地球内部の要因（大気・海洋・海面が自然法則に従って相互作用すること）がある。

光化学オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物や炭化水素に太陽光の紫外線が作用して生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の酸化性物質の総称である。この光化学オキシダントは、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にも影響を与える。

降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下したりするばいじんをいう。降下ばいじんは不溶解性成分と溶解性成分に分かれる。

コンビナート

生産技術上の繋がりがあがる幾つかの企業または工場が、一定の地域に集中して立地し、互いに生産を合理化しあうもの。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、バイオマス等をエネルギー源として永続的に利用することができる自然エネルギーのこと。

サーキュラーエコノミー（循環経済）

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。

持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採決された、2030（令和12）年を期限とする国際社会全体の開発目標で、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこと。17のゴール（目標）と169のターゲットが設定されている。Sustainable Development Goalsの略。

周南市防災アドバイザー

市民への防災の啓発、自助・共助による防災対策の強化を目的として、市内に在住または市内に勤務する、防災に関する豊富な知識や経験を有する方を防災アドバイザーとして委嘱している。地域の防災活動を行う団体（自治会・自主防災組織など）を対象として、申し込みに応じて市が防災アドバイザーを派遣している。

循環型社会

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率性を進め、ごみの発生抑制や適正な処理を進めることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会のこと。

浄化槽（合併処理浄化槽）

微生物の働きなどを利用して汚水を浄化し、きれいな水にして放流するための施設であり、家庭から出る生活排水（＝し尿と台所、風呂、洗濯等の雑排水を合わせたもの）のすべてを浄化することができる。

水源のかん養

降水を地表や地中に一時的に蓄えるとともに、地下に浸透させ、降水の河川等への直接流入を調整し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水のかん養などを維持・促進する自然の持つ機能のこと。

スマート農業

ロボット、AI（人工知能）、IoT（様々なモノをインターネットに接続する技術）など先端技術を活用する農業のこと。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。

た行

第1次産業、第2次産業、第3次産業

農業や林業、漁業のように自然資源を直接利用して製品を生産する産業を第1次産業という。製造業や建設業のように、原材料を加工して製品を生産する産業を第2次産業という。小売業や金融業、教育、医療、情報通信、運輸など、物質的な製品は生産せず、サービスを提供する産業を第3次産業という。

太陽光発電

シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する発電方法のこと。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

脱炭素社会

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と、吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会のこと。

窒素酸化物（NO_x）

物の燃焼に伴って発生した一酸化窒素や二酸化窒素などのことで、ほとんどが工場・事業所、自動車から排出されている。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質の一つである。

適応ビジネス

気候変動への適応を自社のビジネス機会として捉え、他者の適応を促進する製品やサービスを展開すること。

デシベル

音の強さ及び振動の強さを示す単位で、dB という記号で表す。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。勤務場所により、大きく、「在宅勤務」、「モバイルワーク」、「サテライトオフィス勤務」に分けられる。

電気自動車（EV:Electric Vehicle）

バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。

電動車

電気を動力源として使う自動車であり、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車を指す。

特定空家等

「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等のこと。

な行

ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

燃料電池自動車（FCV:Fuel Cell Vehicle）

充填した水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。

は行

ばい煙

燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、物の燃焼・合成・分解その他の処理に伴い発生する物質のうちカドミウム・塩素・フッ化水素・鉛等の有害物質をいう。

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたものこと。

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、被害の範囲および被害程度、避難場所などの情報を地図上に表したもの。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状の物質で、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをいう。燃焼によるばいじんや自動車排出ガスなどから発生するとされている。

フード・マイレージ

食料の生産地から消費地までの輸送距離に重量をかけ合わせた数値のことで、生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少なくなるという考え方。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質で、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの。

プラグインハイブリッド自動車 (PHEV: Plug-in Hybrid Electric Vehicle)

搭載したバッテリーに外部から給電でき、バッテリーに蓄えた電気でモーターを回転させるか、ガソリンでエンジンを動かして走る自動車のこと。

ブルーカーボン

沿岸・海洋生態系に取り込まれ、そのバイオマスやその下の土壌に蓄積される炭素のこと。

ブルーカーボン・オフセット制度

ブルーカーボン生態系を活用した吸収源の拡大を図るため、ジャパンプルーエコノミー技術研究組合 (JBE) が、干潟・藻場の保全活動等の実施者により創出された CO_2 吸収量をクレジットとして認証・発行し、 CO_2 削減を図る企業・団体等にクレジット取引を行う制度のこと。

ま行

マイクロプラスチック

微細なプラスチックごみ (5mm以下) のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

みなし浄化槽 (単独処理浄化槽)

し尿処理だけに対応している浄化槽。みなし浄化槽を設置している家庭では、生活雑排水 (台所、風呂、洗濯等の排水) がそのまま河川に放流にされてしまう。

木質バイオマス材

樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などのこと。

ら行

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。

<数字・アルファベット順>

3R

リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つのR (アール) の総称。一つめのR (リデュース) とは、物を大切に使い、ごみを減らすこと。二つめのR (リユース) とは、使える物は、繰り返し使うこと。三つめのR (リサイクル) とは、ごみを資源として再び利用すること。

6次産業化

1次産業 (農林漁業)、2次産業 (製造業)、3次産業 (流通・小売業等) の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略で、水中の汚濁物質 (主として有機物) が微生物によって酸化分解されるときに必要な酸素量をもって表し、数値が高いほど汚染物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では河川の汚濁指標として採用されている。

COD (化学的酸素要求量)

Chemical Oxygen Demand の略で、水中の汚濁物質（主として有機物）を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、数値が高いほど汚濁物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

HEMS (ヘムス)

Home Energy Management System の略称で、エネルギーの使用状況をリアルタイムで表示する等、家庭におけるエネルギー管理を支援するシステムのこと。

J ブルークレジット

ジャパンプルーエコノミー技術研究組合 (JBE) が運営主体であり、JBE から独立した第三者委員会による審査・意見を経て、JBE が認証・発行・管理する独自のクレジット (ブルーカーボン) を定量化して取引可能なクレジットにしたもの。

ZEB (ゼブ)

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称。50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物を指す。削減量に応じて、①『ZEB』(100%以上削減)、②Nearly ZEB (75%以上 100%未満削減)、③ZEB Ready (再生可能エネルギー導入なし) と定義されており、また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万 m²以上のものを④ZEB Oriented と定義されている。

ZEH (ゼッチ)

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略称。「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味。つまり、家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家ということ。
